

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日起休日に当
たるときは、そ
の翌日)

次

四

規

三

課

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則（経営指導課）

公布された規則のあらまし

◇鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

別表関係(第1-5)

資金の区分		利子補給率(年パーセント)		農業協同組合等が農業を営む者に貸し付ける場合		農業協同組合等が農業を組合等に貸し付ける場合		農業協同組合等が農業を組合等に貸し付ける場合	
(一) 農舍等の改良、造成又は取得に必要な資金	(二) 農機具の取得に要する	(三) 果樹等の植栽又は育成に要する資金	(四) 牛等の購入又は育成に要する資金	(五) 知事が定める規模以下の農地又は牧野の改良又は造成に必要な資金	(六) 農村における環境の整備のために必要な施設での改良、造成又は取得に必要な資金	(七) その他知事が特に必要と認めて指定する資金	(八) 農業経営を自ら行つ青年に貸し付ける(一から四まで又は(七)に掲げる資金(四百五десят现行年〇・二五パーセント)の利子補給をする場合に限る。)(市町村が年〇・二三五二・〇セント(現行年〇・二六一セント)の利子補給をする場合に限る。)	(九) 著産經營に伴う公害を防止するため貸し付け(一)又は(二)に掲げる資金(市町村が年〇・一八八一セント(現行年〇・二六一セント)の利子補給をする場合に限る。)	(十) 地域改善対策特定事業の対象地域内における自立經營志向農業者に貸し付ける(一)から(五)まで又は(七)に掲げる資金(市町村が年〇・四五八一セント(現行年〇・五三五パーセント)の利子補給をする場合に限る。)
二・〇	二・二七五	一・九七	二・〇五	二・〇	一・七五	一・七五	一・七五	一・七五	一・七五
一・九・五	一・一五	一・九七	一・九三五	一・九七	一・七五	一・七五	一・七五	一・七五	一・七五
					一・六五	一・六五	一・六五	一・六五	一・六五
					〇・六	〇・六	〇・六	〇・六	〇・六
					〇・五五	〇・五五	〇・五五	〇・五五	〇・五五
					変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

(現行年〇・二五パーセント)の利子補給をする場合に限る。)	(市町村が年〇・二二五パーセント(現行年〇・二五パーセント)の利子補給をする場合に限る。)	(市町村が年〇・二二五パーセント(現行年〇・二五パーセント)の利子補給をする場合に限る。)	(市町村が年〇・二二五パーセント(現行年〇・二五パーセント)の利子補給をする場合に限る。)
(市町村が年〇・二二五パーセント(現行年〇・二五パーセント)の利子補給をする場合に限る。)	(市町村が年〇・二二五パーセント(現行年〇・二五パーセント)の利子補給をする場合に限る。)	(市町村が年〇・二二五パーセント(現行年〇・二五パーセント)の利子補給をする場合に限る。)	(市町村が年〇・二二五パーセント(現行年〇・二五パーセント)の利子補給をする場合に限る。)
(市町村が年〇・二二五パーセント(現行年〇・二五パーセント)の利子補給をする場合に限る。)	(市町村が年〇・二二五パーセント(現行年〇・二五パーセント)の利子補給をする場合に限る。)	(市町村が年〇・二二五パーセント(現行年〇・二五パーセント)の利子補給をする場合に限る。)	(市町村が年〇・二二五パーセント(現行年〇・二五パーセント)の利子補給をする場合に限る。)
(市町村が年〇・二二五パーセント(現行年〇・二五パーセント)の利子補給をする場合に限る。)	(市町村が年〇・二二五パーセント(現行年〇・二五パーセント)の利子補給をする場合に限る。)	(市町村が年〇・二二五パーセント(現行年〇・二五パーセント)の利子補給をする場合に限る。)	(市町村が年〇・二二五パーセント(現行年〇・二五パーセント)の利子補給をする場合に限る。)
(市町村が年〇・二二五パーセント(現行年〇・二五パーセント)の利子補給をする場合に限る。)	(市町村が年〇・二二五パーセント(現行年〇・二五パーセント)の利子補給をする場合に限る。)	(市町村が年〇・二二五パーセント(現行年〇・二五パーセント)の利子補給をする場合に限る。)	(市町村が年〇・二二五パーセント(現行年〇・二五パーセント)の利子補給をする場合に限る。)

農業近代化推進資金の貸付利率の上限を年三・〇パーセント(現行年三・一五パーセント)に引き下げるることとした。(別表関係)			
中山間地域活性化資金に係る貸付利率の上限及び県の利子補給率を次のとおり引き下げるうこととした。(別表関係)			
1 中山間地域活性化資金に係る貸付利率の上限及び県の利子補給率を次のとおり引き下げるのこととした。(別表関係)			2 所要の経過措置を講ずることとした。
1 この規則は、公布の日から施行することとした。			2 所要の経過措置を講ずることとした。
◇鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則	◇鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則	◇鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則	◇鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則
一 農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則	一 農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則	一 農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則	一 農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則
1 農業近代化推進資金を貸し付ける融資機関に対して、借受者の住所地を管轄する市町村が年〇・八五パーセント(現行年〇・八七五パーセント)の割合で利子補給金を交付する場合に県が行う利子補給の率を年〇・八五パーセント(現行年〇・八七五パーセント)に引き下げることとした。(第三条関係)	1 農業近代化推進資金を貸し付ける融資機関に対して、借受者の住所地を管轄する市町村が年〇・八五パーセント(現行年〇・八七五パーセント)の割合で利子補給金を交付する場合に県が行う利子補給の率を年〇・八五パーセント(現行年〇・八七五パーセント)に引き下げることとした。(第三条関係)	1 農業近代化推進資金を貸し付ける融資機関に対して、借受者の住所地を管轄する市町村が年〇・八五パーセント(現行年〇・八七五パーセント)の割合で利子補給金を交付する場合に県が行う利子補給の率を年〇・八五パーセント(現行年〇・八七五パーセント)に引き下げるこ	1 農業近代化推進資金を貸し付ける融資機関に対して、借受者の住所地を管轄する市町村が年〇・八五パーセント(現行年〇・八七五パーセント)の割合で利子補給金を交付する場合に県が行う利子補給の率を年〇・八五パーセント(現行年〇・八七五パーセント)に引き下げるこ
1 この規則は、公布の日から施行することとした。	1 この規則は、公布の日から施行することとした。	1 この規則は、公布の日から施行することとした。	1 この規則は、公布の日から施行することとした。
2 所要の経過措置を講ずることとした。	2 所要の経過措置を講ずることとした。	2 所要の経過措置を講ずることとした。	2 所要の経過措置を講ずることとした。

四 成用機具等の取 得	四 漁場改良造 金	三 漁船漁具保 管修理施設等の 改良、造成又は 取得に必要な資 金	三 漁船漁具保 管修理施設等の 改良、造成又は 取得に必要な資 金	二 総トン数二 十トン以上百三 十トン(中型い かりり漁業に從 事する漁船にあつ ては百三十九ト ン)未満の漁船 の建造等に必要 な資金	二 総トン数二 十トン以上百三 十トン(中型い かりり漁業に從 事する漁船にあつ ては百三十九ト ン)未満の漁船 の建造等に必要 な資金	金 額 等に必 要な資 金	一 総 ト ン 数 二十 ト ン 未 満 の 漁 船 の 建 造 等 に 必 要 な 資 金	一 総 ト ン 数 二十 ト ン 未 満 の 漁 船 の 建 造 等 に 必 要 な 資 金	利 子 補 給 率 (年・パ ーセント)	資金の種類	
										漁業協同組合等 が漁業者等に貸 し付ける場合	農林中央金庫が 漁業者等に貸し 付ける場合
一・七五	一・七五			一・七五		一・七五	一・七五	一・七五	現行	漁業協同組合等 が漁業者等に貸 し付ける場合	利子補給率 (年・パ ーセント)
一・七	一・七			一・七		一・七	一・七五	一・七五	改正後	漁業協同組合等 が漁業者等に貸 し付ける場合	利子補給率 (年・パ ーセント)
一・五五	一・五五			一・五五		一・五五	一・九五	一・九五	現行	漁業協同組合等 が漁業者等に貸 し付ける場合	利子補給率 (年・パ ーセント)
一・五	一・五			一・五		一・五	二・一五	二・一五	改正後	漁業協同組合等 が漁業者等に貸 し付ける場合	利子補給率 (年・パ ーセント)
一・七五	一・七五			一・七五		一・七五	二・一五	二・一五	現行	漁業協同組合等 が漁業者等に貸 し付ける場合	利子補給率 (年・パ ーセント)
一・七	一・七			一・七		一・七	二・一五	二・一五	改正後	漁業協同組合等 が漁業者等に貸 し付ける場合	利子補給率 (年・パ ーセント)
○・六	○・六			一・七五		一・七五	二・一五	二・一五	現行	漁業協同組合等 が漁業者等に貸 し付ける場合	利子補給率 (年・パ ーセント)
○・五五	○・五五			一・七		一・七	二・一五	二・一五	改正後	漁業協同組合等 が漁業者等に貸 し付ける場合	利子補給率 (年・パ ーセント)
○・六	○・六			一・五五		一・五五	二・一五	二・一五	現行	漁業協同組合等 が漁業者等に貸 し付ける場合	利子補給率 (年・パ ーセント)
○・五五	○・五五			一・五		一・五	一・九五	一・九五	改正後	漁業協同組合等 が漁業者等に貸 し付ける場合	利子補給率 (年・パ ーセント)

一
1 この規則は、公布の日から施行することとした。
2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県漁業經營維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

- 一 漁業經營維持安定資金に係る貸付利率の上限を年三・〇パーセント（現行年三・一五パーセント）に引き下げるることとした。（第二条関係）
- 二 漁業經營維持安定資金に係る利子補給率を年一・七パーセント（現行年一・七五パーセント）に引き下げるることとした。（第四条関係）

三
1 この規則は、公布の日から施行することとした。
2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県漁業經營安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

- 一 漁業經營安定資金に係る貸付利率の上限を年三・五パーセント（現行年三・六五パーセント）に引き下げるることとした。（第二条関係）
- 二 漁業經營安定資金に係る利子補給率を年一・二パーセント（現行年一・二

八 漁場改良造 成施設の改良、 造成又は取得に 必要な資金	七 理、通信施設等 の改良、造成又 は取得に必要な 資金	六 養殖種苗の 購入又は育成に 必要な資金	五 漁具及び養 殖施設等の取 得に必要な資金
一・七五	一・七五	一・七五	一・七五
一・七	一・七	一・七	一・五五
一・五五	一・五五	一・五五	一・五
一・五	一・五	一・五	一・七五
一・七五	一・七五	一・七五	一・七
一・七	一・七	一・七	一・七
○・六	○・六	一・七五	一・七五
○・五五	○・五五	一・七	一・七
○・六	○・六	一・五五	一・五五
○・五五	○・五五	一・五	一・五

平成7年12月15日 金曜日

鳥 取 県 公 報

五パーセント）に引き下げる」ととした。（第四条関係）

三一 この規則は、公布の日から施行することとした。

二 所要の経過措置を講ずることとした。

規 則

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年十一月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第九十四号

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和三十七年二月鳥取県規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「年〇・二二五パーセント」を「年〇・一三二五パーセント」に、「年二・〇パーセント」を「年一・九二五パーセント」に改め、同条第三項中「年〇・二パーセント」を「年〇・一八パーセント」に、「年一・〇五パーセント」を「年一・九七パーセント」に改め、同条第四項中「年〇・五二五パーセント」を「年一・一五パーセント」に改め、同条第五項中「年〇・二二五パーセント」を「年〇・一五パーセント」に改め、同条第七項中「年一・九二五パーセント」に、「年一・〇五パーセント」を「年一・九三五パーセント」に改め、同条第六項中「年〇・二五パーセント」を「年一・九二五パーセント」に改め、同条第七項中「年〇・二二五パーセント」に、「年一・九二五パーセント」に改め、同条第八項中「年〇・二五パーセント」を「年一・九二五パーセント」に改める。

二・〇パーセント」を「年一・九二五パーセント」に改め、同条第八項中「年〇・二五パーセント」を「年〇・二二五パーセント」に、「年二・〇パーセント」を「年一・九二五パーセント」に改める。

附則に次の二項を加える。

3 一定の地域について自然的経済的条件に応じ農用地の利用の集積と農産物の生産の合理化とを一体として推進するため作成された当該地域の農業の総合整備に関する計画で平成十二年三月三十日までに知事の承認を受けたものに即して行われる事業に必要な資金であつて、別表の農業近代化資金の種類の欄に掲げる資金のうち知事の定めるものに該当するものについての第二条の規定の適用については、同表の利子補給率の欄中「年一・六五パーセント」とあるのは「年一・七パーセント」と、「年〇・五五パーセント」とあるのは「年〇・六パーセント」とする。

別表第一号から第四号までの規定中

年一・七五パーセント 年一・七五パーセント

年一・六五パーセント 年一・六五パーセント

年一・七五パーセント 年一・七五パーセント

年一・六五パーセント 年一・六五パーセント

年一・七五パーセント 年一・七五パーセント

年一・六五パーセント 年一・六五パーセント

年一・七五パーセント 年一・七五パーセント

年一・六五パーセント 年一・六五パーセント

年一・七五パーセント 年一・七五パーセント

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前に、この規則による改正前の鳥取県農業近代化資金利子補給規則第三条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行わされている農業近代化資金については、なお従前の例による。

附 則

平成七年十二月十五日

鳥取県規則第九十五号

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則（昭和四十一年六月鳥取県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項及び第二項中「年〇・八七五パーセント」を「年〇・八五パーセント」に改める。

別表中「年三・一五パーセント」を「年三・〇パーセント」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前に、この規則による改正前の鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則第四条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている農業近代化推進資金については、なお従前の例による。

鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年十二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第九十六号

鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則（平成二年十一月鳥取県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

		中山間地域活性化資金の種類等		貸付利率		利子補給率	
		第一加工流通施設整備資金	第二保全設備機械能増進施設整備資金	年三・四パーセント以内	年一・三パーセント	年〇・二パーセント	第一条第二項第一号、第三号及び第五号に掲げる融資機関が貸し付ける場合
金	場合	1 大企業以外の者に貸し付ける場合	2 大企業に貸し付ける場合	年三・〇パーセント以内	年一・七パーセント	年〇・六パーセント	第二条第三項第一号、第四号、第六号及び第七号に掲げる融資機関が貸し付ける場合
		□ 貸付金のうち二億七千円を超える部分	年三・一五パーセント以内	年一・五五パーセント	年〇・四五パーセント	年〇・四五パーセント	年〇・四五パーセント
三 生活環境施設整備資金	備考	年三・〇パーセント以内	年一・七パーセント	年一・五五パーセント	年〇・四五パーセント	年〇・四五パーセント	年〇・四五パーセント
		年一・七パーセント	年〇・六パーセント	年〇・四五パーセント	年〇・四五パーセント	年〇・四五パーセント	年〇・四五パーセント

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前に、この規則による改正前の鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則第五条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている中山間地域活性化資金については、なお従前の例による。

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年十二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第九十七号

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則（昭和四十四年十月鳥取県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

別表中「年一二五パーセント」を「年二一五パーセント」に、「年二〇五パーセント」を「年一九五パーセント」に、「年一七五パーセント」を「年一七パーセント」に、「年一五五パーセント」を「年一五パーセント」に、「年〇六パーセント」を「年〇五五パーセント」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前にこの規則による改正前の鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の規定により貸し付けられた漁業近代化資金については、なお従前の例による。

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年十二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第九十八号

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則（昭和五十一年十一月鳥取県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「年三一五パーセント」を「年三〇パーセント」に改める。

第四条中「年一七五パーセント」を「年一七パーセント」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前にこの規則による改正前の鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の規定により貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

平成七年十二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第九十九号

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則（昭和五十六年六月鳥取県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第三号中「年三六五パーセント」を「年三五パーセント」に改める。

第四条中「年一五パーセント」を「年一パーセント」に改める。

附則第二項中「年一二五パーセント」を「年一二パーセント」に、「年一九パ

セント」を「年一・七パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の規定により貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。